

議員各位

以下の事案について、職員の処分を行いましたのでお知らせいたします。

事案

(1) 所属部名	(2) 職名	(3) 年齢	(4) 処分内容
① 当事者			
消防本部	副主査	42 歳	停職 1 月
② 管理監督者			
消防本部	参事	58 歳	訓告
(5) 処分年月日	平成 29 年 8 月 17 日		
(6) 処分に至った事実の概要			
<p>被処分者は、平成 27 年 7 月、平成 28 年 1 月、平成 28 年 9 月に消防 OA システムに他人の ID とパスワードでアクセスし、業務以外の目的（個人的な興味）で、本市の保有する個人情報にあたる高齢者世帯名簿を収集していた。</p> <p>更に、不正に収集した高齢者世帯名簿を自宅に持ち帰り紛失していた。</p> <p>本市において、全庁的に法令の順守と服務規律の徹底を掲げる中、被処分者の一連の行為は軽率の極みであり、公務員として認識の欠如は甚だしいものである。</p> <p>被処分者の行為は、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号（職務上の義務違反）に該当し、市民の行政に対する信用を大きく損なうものである。</p> <p>従って、その責任は非常に重いものであり、当該処分に及んだ。</p> <p>また、参事は当時の所属長として所属職員を管理監督する立場にあり、法令順守と服務規律の徹底を図るべき責務があったにも関わらず、徹底されなかった責任は大変重いものである。</p> <p>このことは、職場環境の維持と部下職員の指導において、管理監督者としての責任を果たしていたとは言い難くその責任は重い。</p> <p>従って、当該処分に及んだ。</p>			